

## 愛育病院における診療情報の提供に関する指針

### 1 目的

この指針は、インフォームド・コンセントの理念に基づき、患者・家族等の求めに応じて、原則として診療情報を提供することにより、医療従事者と患者・家族等が診療情報を共有し、相互の信頼関係を深めることにより、質の高い医療を実現することを目的とする。

### 2 提供する診療情報の範囲

提供する診療情報の範囲は、診療録（カルテ）、看護記録、処方内容、検査記録、検査結果報告書、エックス線写真等、診療を目的として病院が作成又は取得した記録とする。

### 3 診療情報の提供を申し出ることができる者（申出者）

診療情報の提供を申し出ることができる者（以下「申出者」という。）は、次のとおりとする。

#### (1) 患者本人

診療情報の提供は、原則として患者本人に対して行うものとする。

#### (2) 患者本人以外の者

ア 成年被後見人の法定代理人

イ 未成年者の法定代理人

ウ 実質的に患者のケアを行っている親族又はそれに準ずる者

ただし、上記イ・ウの場合は、患者が満 15 歳以上で、合理的判断ができない状態にある場合を除き、当該患者の同意を必要とするものとする。

エ 未成年で死亡した患者の親権者

オ 患者本人が死亡し、遺族との信頼関係確保の観点から診療情報を提供することが必要と認めた遺族（配偶者、子及び父母とする）またはそれに準ずる者

### 4 診療情報提供の手続

診療情報提供の手続きは、次のとおりとする。ただし、日常の診療活動における診療情報の説明において、一部の診療記録を閲覧に供する場合などは、この手続きを省略することができる。

(1) 申出者は、別に定める「個人情報に関する開示請求書（別紙1）」（以下「申出書」という。）を病院長へ提出しなければならない。この申出書の受付と申出者の確認は、病院事務部医事課において行う。

(2) 院長は、申出書を受け付けた日の翌日から起算して 14 日以内に、提供の可否等について決定し、申出者に対して「個人情報に関する開示回答書（別紙2）」により遅滞なく通知する。

ただし、やむを得ない理由により、規定の期間内に決定することができないときは、申出書を受け付けた日の翌日から起算して 30 日を限度として、その期間を延長することができる。この場合、速やかに延長の理由を申出者に通知するものとする。

(3) 院長は、提供の可否等にあたり、必要があると認めた場合、診療情報提供委員会の意見をあらかじめきくものとする。

(4) 診療情報の提供は、閲覧及び口頭による説明を原則とする。また、診療録等の写しの交付も差し支えないものとする。

- (5) 診療情報の提供は、病院が指定する場所において、職員の立会いのもとに行い、その際、申出者の求めがあれば、主治医（又は責任科医長）はその記載内容について説明するものとする。
- (6) 申出者が、病院が保有する診療情報を病院外へ持ち出すことは禁止する。
- (7) 個人情報の秘密保持の観点から、申出者に対し、自己の責任において、当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起するものとする。

## 5 診療情報の提供をしないことができる場合

提供の申出がされた診療情報が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該診療情報を提供しないことができるものとする。ただし、患者の求めに応じ提供するという原則の中での例外的な対応であるので、画一的判断をすることなく、一部提供を含めて、診療情報提供委員会において、あくまでも個別的に慎重な判断を行うこととする。

- (1) 治療効果等への悪影響が懸念されるとき。

＜予測される事例＞

悪性腫瘍、精神疾患、遺伝性疾患等の患者で、症状や治療内容等について十分な説明をしたとしても、患者本人に心理的影響を与え治療効果等に悪影響を及ぼすと考えられる場合である。

- (2) 第三者から得た情報で、当該第三者の了解を得られないとき。

＜予測される事例＞

紹介状に含まれる情報等第三者から得た情報であって、かつ、開示について当該第三者の了解を得られない場合である。

- (3) 関係者の権利利益を損なうおそれがあるとき。

＜予測される事例＞

申出者への診療情報提供により、家族、医療従事者及びその他の第三者が、当該患者の攻撃の対象となる可能性の高い場合など情報提供を拒む正当な理由がある場合である。

- (4) 未成年者の法定代理人による提供の申出がなされた場合であって、提供することが当該未成年者の利益に反すると認められるとき。

＜予測される事例＞

法定代理人（親）による虐待を受けた未成年者（子供）の心情等を記録した文書や、法定代理人が未成年者に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合などにおける、当該権利侵害に係る当該未成年者の個人情報記録された文書について提供の申出がなされた場合であって、これを提供することが、当該未成年者の利益に反する場合である。

## 6 診療情報提供委員会の設置

- (1) 診療情報の提供が適切に行われるよう、病院に診療情報提供委員会を設置する。
- (2) 委員会の構成は、各診療科部長、事務部長、看護部長、医事課長等とし、院長が任命する。
- (3) 委員会は、院長から付議された申出に関して、申出者の適否・提供する診療情報の範囲について審議し、診療情報提供の可否（提供、一部提供、非提供等）について公平かつ慎重に検討する。

## 7 診療情報の提供に必要な費用の徴収

- (1) 口頭による説明（閲覧を含む）は無料とする。
- (2) 写しの交付については有料とする。

## 8 その他

愛育病院における診療情報の提供に関する具体的方策等については、医療情報管理委員会で検討する。また、また、この指針に基づいて診療情報を提供するに当たり発生した運用上の問題点等については、医療情報管理委員会で検討し、適宜この指針の見直しを行うものとする。

<様式 1 > 個人情報に関する開示請求書	別紙 1
<様式 2 > 個人情報に関する開示回答書	別紙 2

## 附則

- 1 この指針は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この指針は平成 20 年 8 月 1 日から施行する。